# 平成29年度第2回清掃審議会

会 議 録

平成29年11月16日(木)午後2時開会 会場 新潟市役所本館6階 第3委員会室

### 平成29年度 第2回清掃審議会会議録

日時 平成29年11月16日(木) 午後2時から 会場 新潟市役所本館6階 第3委員会室

■出席委員 山賀会長、中澤副会長、西條委員、住吉委員、関谷委員、阿部委員、井下田

委員、石井委員、石本委員、小林委員、鶴巻委員、星島委員、渡部委員

■欠席委員 西海委員、片粕委員

■事務局 長浜部長、伊藤廃棄物政策課長、内藤廃棄物対策課長、小林廃棄物施設課長

ほか

#### 1. 開会

○ 石崎廃棄物政策課長補佐 (開会挨拶・資料の確認)

○ 長浜環境部長:環境部長を務めております長浜でございます。本日は足元の悪い中、また皆様お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の審議会は平成29年度としては2回目ですが、改選後初めての審議会となります。継続して委員となっていただいた方、そして新たに委員となっていただいた方、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

さて、ご承知の方も多いと思いますが、本市は平成20年6月に新ごみ減量制度をスタートさせまして、現在9年が経過したというところでございます。おかげさまで制度開始前よりも家庭系ごみが3割減少しました。また、リサイクルについても力を入れて取り組んでおり、50万人以上の都市の中では、千葉市に次いで高いリサイクル率を達成しているという状況でございます。これも皆様方を初め、市民の方々が熱心にご協力してくださった賜物であると感謝申し上げたいと思います。また併せて、事業系の一般廃棄物についても減量を進めていくため、平成25年度にガイドラインを全面改定し、26年度に運用開始、27年度に本格実施いたしました。この取り組みを進めた結果、事業系一般廃棄物が平成25年度から28年度までで約6,000トン強、率でいうと約7.7%の削減となっております。しかし、全体としては横ばいの状況がここ数年続いているということで、この先さらに減量していくためにどう取り組んでいくかというところが課題であると認識しております。

さて、本審議会は、市長の諮問に応じて、皆様方から、本市の清掃事業についてのご意見を賜り、活かしていくというものです。昨年度は新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間年度になったということで、中間評価及びごみ処理手数料の見直しについてご意見を賜るため、非常に多くの回数のご審議をいただいたという経過がございます。皆様方の任期中におきましては、平成31年度に一般廃棄物処理基本計画が改定の時期を迎えるということで、改定についてご審議いただくことが大きな課題及びテーマになると考えております。いずれにいたしましても、廃棄物処理基本計画は市の清掃事業の根幹に直接つながっていくものであるため、清掃審議会は非常に大事な場だと私どもも捉えております。ぜひ活発に忌憚のないご意見をちょうだいできればと思いま

すので、皆様方どうぞよろしくお願いいたします。

- 石崎廃棄物政策課長補佐:続きまして、事務局の担当職員を紹介いたします。 伊藤廃棄物政策課長でございます。
- 伊藤廃棄物政策課長:伊藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:内藤廃棄物対策課長でございます。
- 内藤廃棄物対策課長:内藤でございます。よろしくお願いします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:小林廃棄物施設課長でございます。
- 小林廃棄物施設課長:小林でございます。よろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:当審議会の事務局を担当しております廃棄物政策課企画係でございます。

続きまして、新しい委員の方もいらっしゃいますので、事務局から委員の紹介をさせていただきます。配付しております名簿順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場にご起立いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

1号委員として、NPO法人ワーキングウイメンズアソシエーション常任理事の西條和佳子委員でございます。

- 西條委員: 西條と申します。よろしくお願いいたします。ごみについては、私はいつも捨てる側ですが、捨て方にもいろいろとあるのだろうということで、自分も身につけながら学んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:新潟大学大学院保健学研究科教授の住吉智子委員でございます。
- 住吉委員:住吉でございます。私は去年1年間委員をさせていただきまして、いろいろ学ばせていただきました。またどうぞよろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:新潟県立大学国際地域学部准教授の関谷浩史委員でございます。
- 関谷委員:関谷でございます。私は、鹿島建設の設計部で10年設計をしておりまして、朱鷺メッセを担当したのがきっかけで十数年前に新潟に参りました。以来、中心市街地や商店街の活性化にかかわっております。現在は空き家対策ということで、塩漬けになった中古住宅をいかに流通させるかという研究をしております。よろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:NPO法人まちづくり学校理事・事務局長の山賀昌子委員でございます。
- 山賀委員:NPO法人まちづくり学校理事で事務局長を務めております山賀です。前期に続きまして、委員の職を務めていきます。新しい顔ぶれの皆さんで、いろいろな意見が聞けるかと思いますので、楽しみにしております。よろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:次に、2号委員として、亀田郷土地改良区事務局長の阿部由幸委員で ございます。
- 阿部委員:亀田郷土地改良区の事務局長の阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 少し時間をいただきまして、当改良区を紹介させていただきたいと思います。当改良区は、信濃川と阿賀野川、両河川を結ぶ小阿賀野川に囲まれた東西約12キロ、南北で11キロ、ほぼ正方形で面積は約1万へクタール、新潟市でいいますと江南区と東区、中央区の一部を含んでおります。組合員数は約4,500名、居住人口が郷内で25万人、約10万世帯と言われております。 そういった中で、鳥屋野潟が一番低く低平輪中地帯となっており、農地面積約4,200ヘクタ

ールを管理しています。鳥屋野潟へ入った水は、導水路を通じて、信濃川沿いにある親松排水機場へ導水され、365日24時間稼働して、地域の安心、安全を支えております。また、郷内の用排水路は大小合わせて約1,300キロございます。稲刈りが終わり非かんがい期になると、用水が流れないということで、新潟市と協力し、平成19年度から郷内の西部地区に環境用水を導水し、景観形成等を図っております。ごみ問題は家庭雑排水も含めて身近な問題でございますので、皆さんと一緒に勉強しながら務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 石崎廃棄物政策課長補佐:新潟市消費者協会理事の井下田恵美子委員でございます。
- 井下田委員:井下田と申します。よろしくお願いいたします。主人の転勤に伴いまして3県を回り、ようやく新潟に落ちつくことができました。3県それぞれごみの分別の方法が違っておりまして、転勤のたびに慣れるのに少し時間がかかったのを覚えております。私は、消費者協会に入ってからまだ2年ほどしかたっておりませんが、これからいろいろと勉強させていただきまして、頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐: 潟東地域コミュニティ協議会環境・福祉・保健部部会長の石井敏子委員でございます。
- 石井委員:石井でございます。この委員をさせていただいて3期目になりますが、たくさん勉強するところがありますし、私たちの地域でも、20年ほど古紙の回収やリサイクルに力を入れて取り組んでおりますので、またこの会議でいろいろなことを勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:新潟NPO協会理事・事務局長の石本貴之委員でございます。
- 石本委員:認定NPO法人新潟NPO協会で理事・事務局長を務めている石本と申します。学生時代は環境分野の学部で勉強しておりましたが、まさか廃棄物関係の委員になる日が来るとは全く思っておりませんでした。今は環境ではない仕事をしておりますが、新潟県内でいろいろな地域づくりのお手伝いを山賀委員たちと一緒にやらせていただいたりもしています。どこまで私の力でご協力できるか心配もしていますが、精一杯努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:公募委員の小林由美委員でございます。
- 小林委員:小林と申します。西新潟から参りました。一般の主婦ですので、いろいろ勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:新潟市食生活改善推進委員協議会北支部支部長の鶴巻ヨシ子委員でございます。
- 鶴巻委員:よろしくお願いいたします。現在、新潟市食生活改善推進委員協議会の北支部でボランティアとして活動していますが、私は市の養成講座を受けて、10年ほど活動をしております。 審議会の委員という大変な仕事を受けまして、何もわかりませんが、私たち食生活改善推進委員はごみを廃棄することもありますし、いろいろな勉強をここでさせていただきたいと思いますので、これからよろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:新潟商工会議所女性会委員の中澤幸子委員でございます。
- 中澤委員:商工会議所女性会から推薦を受けまして、3期、清掃審議会委員をやらせていただいております。行政書士をやっております中澤幸子と申します。主婦の立場で、ごみは欠かせない部分ですので、わかる範囲で意見を申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いいた

します。

- 石崎廃棄物政策課長補佐:亀田製菓株式会社設備開発部部長の星島聡委員でございます。
- 星島委員:星島でございます。当社の製品もお煎餅を単独で販売できるわけではなく、包装資材 や段ボール等がついてきます。私どもは、産業廃棄物ということで、一般廃棄物とは別に廃棄さ せていただいておりますが、何とか減量すべく取り組んでいるところもございますので、一緒に なって考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:公募委員の渡部沙恵子委員でございます。
- 渡部委員:公募委員の渡部と申します。普段は、会社の事務のパートを週5日やっており、子供が2人いる普通のお母さんです。もともと環境問題には興味がありまして、2年前、この清掃審議会委員の募集が終わった後に、応募すればよかったと思っていたところ、2年越しにやっと合格することができてうれしいです。いろいろな知識を持った委員の方々がいて、少し緊張していますが、一市民としての意見をぜひ伝えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:ありがとうございました。なお、新潟大学農学部教授の西海理之委員 とイオンリテール株式会社北関東・新潟カンパニー新潟事業部イオン新潟青山店人事総務課長の 片粕美砂委員は、ご都合により本日ご欠席でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。本日の会議は、15名中13名の委員がご出席ですので、新潟市清掃審議会規則で規定しております委員の定数の半数以上の出席を満たしており、会議が成立しております。

新潟市清掃審議会規則では、会長が会議を招集し、会務を総理することとなっておりますが、 会長が選出されるまでの間、事務局にて議事を進行させていただきます。

ご発言の際は、マイクのボタンを押し、ランプが光ったことを確認してからご発言くださいますようお願いいたします。なお、会議録作成のため、本審議会は録音させていただいておりますので、ご了承ください。

#### 2. 議事

#### ■会長・副会長の選出について

○ 石崎廃棄物政策課長補佐:それでは、議題(1)会長・副会長の選出についてに移りたいと思います。

新潟市清掃審議会規則第4条の規定に基づき、会長は、委員の互選によって定めることとされております。つきましては、会長の選出につきましてご意見のある方がおられましたらご発言をお願いいたします。

- 石井委員:前期の会長でありました山賀委員を推薦したいと思います。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:ただいま前期に会長をされていた山賀委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。ご異議がなければ、拍手でご承認をいただきたいと思います。

<拍手>

○ 石崎廃棄物政策課長補佐:ありがとうございました。拍手多数によりご承認いただき、山賀昌子 委員が会長に選出されました。 山賀委員は会長席に移動いただき、ご挨拶をお願いいたします。ご挨拶をいただいた後は、会 長より進行していただきたいと思います。

○ 山賀会長:ご選出ありがとうございます。前期の審議会では、会長を務めておられた新潟大学の 松原先生が急遽ご転居されまして、副会長だった私が会長になり、今回も引き続きご選出いただ きました。身に余る大役で、いつも少し緊張しておりますが、今回は新しい顔ぶれで、さまざま なご意見が伺えるかと思いますので、忌憚ない意見交換をしていきたいと思っております。新潟 市の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の基本理念には、市民・事業者・市が一体となって、環境 先進都市の実現に向けた取り組みを加速させるとあります。まさに新潟市の廃棄物政策や清掃事 業に関しましては、市民・事業者・行政が協働し、一体になってやっていかなければ、持続可能 な新潟市、住みよい新潟市をつくっていけないと思いますので、ぜひいろいろな立場でのご意見 を言っていただきたいと思います。2年間の任期のうちは、先ほど長浜部長からお話がありまし たように、基本計画の見直し等もありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。副会長の選出を行います。ご意見のある方がおられましたらご発言をお願いいたします。

#### <意見なし>

○ 山賀会長:本審議会の規則におきましては、副会長は委員の互選により定めることになっておりますが、これまでの慣例としまして会長が推薦しておりました。私が推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

#### <拍手>

○ 山賀会長:ありがとうございます。それでは、推薦させていただきます。3期務めていらっしゃるということもありますので、2号委員で商工会議所女性会委員の中澤幸子委員をご推薦いたします。皆様、いかがでしょうか。

#### <拍手>

- 山賀会長:ありがとうございます。拍手多数ということで承認させていただきます。 それでは、中澤委員、副会長席に移動いただいて、ご挨拶をお願いいたします。
- 中澤副会長:このたび副会長に推薦いただきました中澤幸子と申します。会長を助け、この審議会がスムーズに運びますよう協力してまいりたいと思いますので、どうぞ2年間よろしくお願いいたします。
- 山賀会長:ありがとうございました。

#### ■清掃審議会の概要について

#### 事務局説明

○ 山賀会長:それでは、議事を進行いたします。議題(2)新潟市清掃審議会の概要について、事

務局から説明をお願いいたします。

○ 伊藤廃棄物政策課長:それでは、説明させていただきます。今回新しく委員になられた方もおられますので、初めに新潟市清掃審議会の概要について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。新潟市清掃審議会は、廃棄物処理事業に係る必要な事項について、広く市民から意見を聴取し、行政の施策に反映させるため、昭和41年4月から市の諮問機関として設置されております。当審議会は、新潟市附属機関設置条例に基づきまして、市長の諮問に応じ、本市における清掃事業に関して必要な事項を調査審議すること、諮問に関する事項に関して必要に応じ市長に建議することとされております。委員は15名以内としておりまして、このたびの改選では1号委員が5名、2号委員が10名、計15名となっております。任期は2年でございます。皆様の任期は、平成31年9月30日までとなっております。

別紙1-1|は新潟市清掃審議会規則、|別紙1-2|は近年の清掃審議会開催状況を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

#### ■清掃審議会の概要について

#### 質疑•応答

○ 山賀会長:ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はありますでしょうか。

<なし>

#### ■廃棄物処理計画等について

〇新潟市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ・生活排水)

#### 事務局説明

- 山賀会長:続きまして議題(3)廃棄物処理計画等について、事務局から説明をお願いいたします。
- 伊藤廃棄物政策課長:続きまして、新潟市一般廃棄物処理基本計画について説明いたします。

資料2 をご覧ください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律を一般的に廃棄物処理法と申しておりますが、こちらの第6条第1項において、市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされております。処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めた新潟市一般廃棄物処理基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物の処理実施計画の2つがあります。本日は、基本的事項を定めました新潟市一般廃棄物処理基本計画について説明いたします。

- 一般廃棄物は、大きくごみと生活排水に分類されておりますが、初めにごみの計画について説明いたします。
- 1. 新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について、(1)計画の概要でございます。現在の計画は、平成24年度から31年度までの8年間としております。先ほども部長から話がございましたが、平成28年度には、実施状況を踏まえ、計画の中間見直しを行いました。市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市を基本理念といたしまして、表にあります①家庭系ごみ量、②事業系ごみ排出量、③リサイクル率、④最終処分量の4つの数値目標を掲げております。
- 次に、(2) 基本方針でございます。計画では、数値目標達成に向けた4つの基本方針を掲げております。基本方針ごとの取り組みについては、後ほど説明いたします。

資料2の裏面をご覧ください。2. 新潟市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画についてでございます。(1)計画の概要の①計画期間にありますように、生活排水の計画期間につきましても、ごみの基本計画と同様に、平成24年度から31年度までの8年間となっております。環境負荷の少ない循環型社会を構築し、持続可能な社会の発展を目指しております。市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、生活環境の向上を図ることを目標といたしまして、目標達成のため、4つの基本方針を掲げ、取り組んでいるところでございます。こちらの具体的な取り組みにつきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の基本方針ごとの具体的な取り組みの内容について説明いたします。  $\boxed{別紙2-1}$ をご覧ください。最初に、基本方針 1 家庭系ごみを減らす 3 R運動の推進と三者協働でございます。基本方針 1 では、1 0 種 1 3 分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみにつきましては可能な限り資源化を図り、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、3 Rの優先順位に即した取り組みを推進するとしております。

- 1 制度の周知と分別の徹底では、(1)情報提供の充実といたしまして、資源とごみの情報紙サイチョプレスの発行やごみ分別アプリを公開するほか、ごみ減量検定を実施しております。
- (2) 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応でございますが、こちらは分別を間違いやすい ごみをまとめた「ごみの正しい出し方パンフレット」の配布や、大学生・専門学校の学生に向け て、毎年春にごみ分別制度の説明会を開催しております。
- (3) 雑がみ、プラマーク容器包装の分別の推進では、わかりやすい呼称となるよう、プラスチック製容器包装をプラマーク容器包装に変更したほか、雑がみを説明するチラシやファイルを活用し、分別を推進しております。
- (4)分別制度の全市統一に向けた理解の促進では、焼却施設の処理方式の違いから分別制度 が異なっている巻広域地区において、平成30年度に分別の制度を統一する予定でございます。 こちらも地元の説明もおおむね終わりまして、予定通りスタートすることができる予定です。

続いて、2 意識啓発・環境教育の推進でございます。(1) 幅広い年齢層への環境教育の充実としまして、未就学児・小学校低学年向け出前授業を実施し、また小学校4年生に副読本「ごみってなあに?」を配布しております。希望する小学校には、ごみ収集車の体験講座なども実施しております。

次に、(2)地域における意識啓発・環境教育活動の推進では、使い捨て容器の削減と繰り返 し使用できるリユース食器の普及のため、利用料の助成事業を実施しております。本日、お飲物 を入れているカップもリユース食器でございます。

次に、3 3R・生ごみ減量の推進に関する取り組みでございます。(1)マイバッグ運動など リデュースの推進では、市民・事業者・市が連携いたしまして、使い捨て容器の削減とマイボト ルの普及のため、マイボトルキャンペーンを実施しております。

- (2) 古布・古着などのリユースの推進では、市内8カ所で拠点回収を行っているほか、エコープラザなど市内3カ所で不用品のリサイクル提供事業を実施しております。
- (3) 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進では、市内52カ所で拠点回収を実施しており、回収した小型家電は福祉作業所で分解、選別し、有用な金属などを資源化しております。
- (4)集団資源回収や拠点回収におけるリサイクルの推進では、市民団体が行う古紙類などの 集団資源回収に、回収量に対する奨励金を交付するなど、団体の活動を支援しております。また、 市内17カ所で古紙類の拠点回収も行っております。
- 次に、(5) 生ごみ減量・リサイクルの推進です。裏面をご覧ください。 1 は家庭系生ごみ減量・資源化対策事業の実施状況の変遷でございます。
- 次に、2 事業の概要及び実績をご覧ください。①家庭系生ごみ減量化対策事業では、生ごみ 堆肥化容器及び電動生ごみ処理機の購入費補助を行っております。
- ②生ごみ減量運動推進事業では、一人ひとりのライフスタイルに合った減量方法に取り組めるよう、水切り講座やクッキング講座など各種講座を開催しております。

次に、③乾燥生ごみ拠点回収事業は、電動生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみを拠点で回収し、 舞平清掃センターで堆肥化しております。

最後に、④食品リサイクル地域活動支援事業では、市内3カ所に業務用生ごみ処理機を設置いたしまして、地域での生ごみ堆肥化を支援しております。また、市オリジナル段ボールコンポストを製作いたしまして、市内10カ所で販売しているほか、あわせて使い方講座なども開催しております。

それでは、もう一度表面の右下をご覧ください。4 市民・事業者・市の協働した体制づくりに関する取り組みでございます。(1) クリーンにいがた推進員制度の充実では、地域における3Rの推進や適正な分別排出などの普及啓発を図るリーダーとして、多くの方から活動していただいております。

最後に、(2) 三者協働による推進体制の整備といたしましては、マイボトルキャンペーンの 取り組みが挙げられます。

続きまして、<u>別紙2-2</u>をご覧ください。基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進でございます。

- 1 事業系廃棄物処理ガイドラインの作成と、2 排出事業者訪問指導では、事業系ごみの減量 化・リサイクルを推進するため、事業活動に伴い発生する廃棄物の分別、適正処理方法をわかり やすく記載した事業系廃棄物処理ガイドラインを平成25年度に改定いたしました。併せて、ガ イドラインに基づきまして、訪問指導を実施しています。
- 3 3 R優良事業者認定制度は、ごみの減量化・3 Rを積極的に取り組む事業者を顕彰する制度でございます。
- 4 資源物(古紙類・びん・缶)などの搬入規制では、ガイドラインに基づき、市の処理施設 へのびんや缶などの資源物や、産業廃棄物である廃プラスチック類やペットボトルの搬入を規制

するとともに、定期的に市の処理施設での展開検査を実施しております。

5 減量計画書などによる計画的な取り組みの促進では、一定の面積以上の事業用大規模建築物の所有者には、減量計画書の提出や減量及び適正処理の業務を担う廃棄物管理責任者の選任、廃棄物及び再生利用対象物の保管場所の設置を義務づけております。実績は、表に示したとおりでございます。なお、平成26年度と27年度を比較いたしますと資源化率が低下しておりますが、これは表の下の注釈にあるとおり、平成27年度から集計の方法を変更したためでございます。

最後に、6 食品廃棄物(学校給食残渣)の再生利用・資源化でございます。食品廃棄物の再生利用と資源化を図るため、学校や幼稚園から排出される調理くずや食べ残しなどの給食残渣について、飼料化と堆肥化を実施しております。

1 ごみ集積場における違反ごみ対策でございます。一般的にごみステーションと言っておりますがごみ集積場設置等補助では、ごみ集積場の設置や修繕、看板の設置費用を補助しております。また、収集日以外や未分別のまま出されたごみにつきましては、収集できない理由を明記した赤い違反シールを貼付け、出された方へお知らせしています。さらに、清掃事務所の職員による、ごみ集積場の早朝巡視では、実際に市民と接しながら、日ごろのごみ分別に対する相談業務を行っております。

次に、2 地域と連携した美化活動では、地域での美化活動への意識向上を図るため、ボランティア清掃への参加を促進しております。

続きまして、別紙2-4をご覧ください。基本方針4 収集・処理体制の整備でございます。

- 1 収集・処理体制の整備では、より効率的な施設運営を推進するための見直しを実施してきました。平成24年度には、市民の利便性向上のため、清掃センターへのごみ直接持ち込みについて、居住区による区域制限を撤廃しております。
- 2 効率的な施設の運用では、施設運営の委託化を図るとともに、安全、安定的に処理が行えるよう適切な改良工事を実施しております。
- 3 廃棄物処理施設の整備等では、焼却施設の運転停止による中継施設化や更新、延命化のための基幹改良工事を実施しております。
- 4 その他の取り組みといたしまして、施設の更新・廃止による $CO_2$ の削減や焼却後に発生する溶融スラグを有効利用することで、埋立地の延命化を図っております。グラフは、焼却施設の稼働率を示しております。新津クリーンセンターの焼却・粗大処理施設を廃止し、中継施設化することによって、平成28年度の稼働率は84.8%まで上がっております。

- 1 生活排水の処理計画では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の効率的な組み合わせによりまして、生活排水の処理を推進しております。
- 2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画では、し尿、浄化槽汚泥の発生量が年々減少していることから、施設の統廃合を含め、効率的な処理体制を推進しております。また、新潟市合理化事業計画を策定いたしまして、安定的、効率的な収集体制の構築を推進しております。

3 市民への広報啓発活動では、生活排水処理の推進に係る市民啓発に努めております。 以上で一般廃棄物処理基本計画についての事務局からの説明を終わります。

#### ■廃棄物処理計画等について

〇新潟市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ・生活排水)

#### 質疑・応答

- 山賀会長:ありがとうございました。ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の理念、方針、 具体的な取り組みについてご説明いただきましたが、ここまでの説明につきましてご質問等あり ますでしょうか。
- 伊藤廃棄物政策課長:もし後で資料をご覧になられて、わからないことがありましたら、照会票 も資料の最後についておりますので、こちらで照会していただいても結構でございます。
- 山賀会長:では、次の議題に移ってもよろしいでしょうか。ご意見いかがでしょう。

<なし>

#### ■廃棄物処理計画等について

- 〇新潟市災害廃棄物処理計画
- 〇「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく 合理化事業計画

#### 事務局説明

- 山賀会長:では、続きまして議題(3)廃棄物処理計画等についての新潟市災害廃棄物処理計画 と、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化 事業計画について、事務局から説明をお願いします。
- 伊藤廃棄物政策課長:続きまして、1枚にまとめた資料等はございませんが、お手元に配付して おります新潟市災害廃棄物処理計画について説明させていただきます。

国の災害廃棄物対策指針が平成26年3月に改定されたことを踏まえ、災害時における迅速な 廃棄物対策を実行できるよう、平成28年3月に本市の状況を踏まえた新潟市災害廃棄物処理計 画を策定しております。計画では、対象とする廃棄物や災害廃棄物等処理の基本方針などを整理 した基本的事項、仮置き場の確保や運営管理、災害廃棄物の収集運搬体制などを整理した災害廃 棄物処理対策、し尿や生活ごみ・避難所ごみの処理を整理したし尿及び一般廃棄物の処理の3区 分の構成となっております。詳細につきましては、お配りした計画の概要版と本冊をご覧くださ い。

以上でございます。

○ 内藤廃棄物対策課長:廃棄物対策課長の内藤でございます。引き続き、<u>資料3</u>「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化計画についてご説明いたします。

今ほど申し上げた法律は非常に長い法律名ですので、合理化の「合」と特別措置法の「特」を とりまして、私どもは略称で「合特法」と呼んでおります。以降、合特法に基づく合理化事業計 画とご説明させていただきます。 初めに、法律の趣旨についてでございますが、戦後から高度成長期において、し尿の処理業務は大変重要な行政サービスの一つでございましたが、大都市を中心に下水道の普及が始まり、し尿の処理量が減少したため、業者の過剰という状況になりました。このような状況の中、し尿処理の体制の安定性を維持しながら、業者の円滑な転業、廃業を促すことを目的として、今ほど申し上げた合特法が制定されたということでございます。

旧新潟市におきましては、この法律が制定される前から、し尿収集運搬業者の再編、いわゆる合理化を行っておりまして、昭和44年に16業者が参加した新潟市環境事業公社というものを設立し、集約を図ったということでございます。その後、本市は近隣市町村と合併しまして、平成19年に政令指定都市となりました。合併した市町村におきましては、下水道の普及率や、業者の所在状況、またこの合特法に基づく合理化の実施等はそれぞれ全く異なる状況で合併したということでございます。

その後、新政令市として、この合特法に基づく合理化計画を策定し、処理、収集業者の再編、合理化の取り組みに対して、行政として支援をしてほしいという声を受け、平成26年11月の本審議会に対応方針を諮問し、合特法に基づく支援を行うという答申を受け、平成28年3月に合理化事業計画を策定して、業者が設立した新潟市環境整備推進機構と協定を締結しております。これについては、2 経緯に記載しているところでございます。

次に、3 合理化事業計画の内容でございますが、廃業や転業を含めた自主的な業界再編によりまして、平成32年度にはし尿収集専用車両を13台まで減らすというものでございます。なお、具体的な支援内容は(3)に記載のとおり、代替業務の提供等ということで支援をするという枠組みになっております。

最後に、5 合理化事業計画の進捗ということでございますが、平成28年度におきましては 2社が廃業、車両は3台の減車ということで進捗しております。

本審議会の答申による計画ということでございますので、今後も引き続き、進捗状況につきましては、機会を捉えまして、ご報告をさせていただくことにしております。

説明は以上です。

#### ■廃棄物処理計画等について

- 〇新潟市災害廃棄物処理計画
- 〇「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく 合理化事業計画

#### 質疑•応答

- 山賀会長: ありがとうございました。 ただいまの説明につきましてご質問はありますでしょうか。 星島委員、お願いします。
- 星島委員: し尿回収車両を減車するということですが、災害時はさまざまなものを回収しなければならない場面が出てくると思います。この場合、どこかの政令指定都市と協定して、し尿回収車両が応援に来るなどの対策はこの中に入っているとは思いますが、相当数減車するというのは、そういったリスクを踏まえてのお話なのでしょうか。
- 内藤廃棄物対策課長:最終的には13台にするということですが、それは平常時の処理量から推定して必要な車両台数ということです。そのため、災害時に下水道等が使えないということにな

れば、し尿の収集の必要がありますが、これについての協定等は他都市にはございません。

- 伊藤廃棄物政策課長:補足させていただきます。私は中越地震のとき、ちょうどし尿等に関わる 業務をやっておりました。その際には長岡市から仮設トイレなどの収集台数が足りないというこ とで要請があり、新潟市からも派遣に行っております。また、大都市清掃事業会議という政令市 の会議がございまして、特に協定はございませんが、応援体制は基本的にはできております。何 かあれば、仮設トイレを送りますという話も来ますし、名古屋市からもすぐ送りますという話が ございますので、体制はできております。
- 星島委員:ありがとうございます。
- 山賀会長:他にご意見ありますでしょうか。

<なし>

○ 山賀会長:特にないようですので、次に移ります。

# ■平成28年度 ごみ処理手数料収入の使途について

#### 事務局説明

- 山賀会長:続きまして、議題(4)平成28年度ごみ処理手数料収入の使途について、事務局から説明をお願いします。
- 伊藤廃棄物政策課長:最後の議題でございますが、議題(4)平成28年度ごみ処理手数料収入 の使途について説明させていただきます。

初めて聞かれる方は、何かと思われるかもしれませんが、ごみ袋の有料化の際に、作製費との 差額を市民に還元するということでスタートしておりまして、資源循環型社会の促進と地球温暖 化対策、地域コミュニティ活動の支援などに使っております。

それでは、資料で説明させていただきます。 資料4 平成28年度ごみ処理手数料収入の使途についてをご覧ください。また、各事業の概要につきましては、 資料4参考資料 平成28年度市民 還元事業の概要をご覧ください。

まず、収入についてでございます。指定袋及び粗大ごみ処理券のごみ処理手数料(A)は、8億9,375万4,978円でございました。次に、必要経費といたしまして、指定袋作製等経費(B)は3億5,347万5,082円を支出しております。ごみ処理手数料(A)から指定袋作製等経費(B)を差し引きました市民還元事業の財源は5億4,027万9,896円となります。

市民還元事業の支出は、①分別意識の向上と啓発から、⑭地域活動への支援までの14事業の合計となりまして、財源と同額の5億4,027万9,896円を全て市民の皆様に還元させていただいております。

なお、⑧古布・古着の拠点回収費は、マイナスの執行となっておりますが、これは古布・古着の売払い額が回収の委託料を上回り、収入が発生したものでございます。この収入につきましては、ほかの市民還元事業の財源として活用しております。

去る平成29年10月10日に開催されました市議会決算特別委員会で、こちらの平成28年度のごみ処理手数料収入について報告し、承認いただいたところでございます。

また、地域活動への支援である⑭地域活動の補助金でございますが、<u>資料4</u>の裏面に対象事業の内訳がございます。こちらは前回の審議会の際にご意見がありまして、細かく記載しております。

以上で議題(4) 平成28年度ごみ処理手数料収入の使途についての説明を終わります。

## ■平成28年度 ごみ処理手数料収入の使途について 質疑・応答

- 山賀会長:ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問等ありますでしょうか。中澤委員。
- 中澤委員:約5億400万円の財源があり、ごみ出し支援に580万使われているとのことですが、自分の町内を見ても、支援の状況が見えてこない部分があります。もしわかるようであれば、何件ほどの申し出があって、何人くらいの人が携わっているのかをお聞きしたいと思います。
- 山賀会長:事務局、お願いします。
- 内藤廃棄物対策課長:28年度決算におきまして、登録団体が178団体で、利用が545世帯です。
- 中澤委員:もう1つお聞かせ願いたいのですが、支援団体は、どのような年代の方が協力しているのか、例えば小学生なのか、それとも近所で日中にお時間がある方なのか。わかる範囲でよろしいですが、お聞かせくださいますか。
- 内藤廃棄物対策課長:ごく限られた地区での取り組みですが、中学生が通学途中にごみを回収して、集積場に持っていき、市から交付される補助金を図書費に使ったり、学校の備品に使ったりというような枠組みが大々的に報道されていました。実施主体としては自治会・町内会、もしくはコミ協で、実際に支援している方は自治会長、役員、クリーンにいがた推進員や、コミ協の役員と承知しております。
- 中澤委員:ありがとうございました。私は全体の自治会数が把握できておりませんが、178自 治会というのは、割合でいくと、どれぐらいになるでしょうか。浸透していますでしょうか。
- 内藤廃棄物対策課長:私どもが承知している自治会・町内会などは2,072団体ということですので、率でいきますと8.6%です。そのため、大きく広がっているかといえば、なかなかそうではないという現状です。ただやはり実施していただける自治会ばかりではなく、そこまで手が回らないという自治会もありますし、コミ協も全てがこのような事業に協力していただいているわけではありません。市民還元事業で実施団体の育成というところまでは手が回らないということで、こういった制度を周知しておりますが、ごく限られた方にサービスが提供されているというような現状です。ただ、前回の審議会でも申し上げましたが、ごみ出しや買い物、簡単な調理など、いわゆる生活の細かい部分の支援が必要という方がいらっしゃるということで、介護保険制度の中で、ごみ出しも含めた支援を実施するという取り組みが始まっており、現段階でその制度を実施しているのが5団体と聞いております。それは福祉部門ということですので、私どもは直接関わってはおりませんが、同種の支援をしていますので、日々意見交換等を行っております。市民還元事業としてのごみ出し支援は一概に広げられませんが、類似の制度を利用している団体もあるということで、自治会の率にしては8.6%程度にとどまっているということでございます。

- 中澤委員:ありがとうございました。概ねのことはわかりました。高齢化社会になるので、もう少しPRをして、利用していただけるといいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。
- 山賀会長:ほかにご質問等ありますか。関谷委員、お願いします。
- 関谷委員:私は空き家の再生をしておりまして、中古住宅がなかなか流通しない背景に、衣類が膨大に残ってしまい、それが足かせになってなかなか手が打てないというケースが多く、古着のリメイクをまちづくりの一環としてやっております。古布・古着の拠点回収ということで、具体的にどういうことをやっているのか、もう少し教えていただけますでしょうか。
- 山賀会長:事務局、お願いします。
- 内藤廃棄物対策課長:まず、回収の経路が2種類ありまして、1つが自治会の集団資源回収で、 古紙などと一緒に古着を集めるというルートです。これが平成28年度で約109トンの回収が ありました。もう1つが古布・古着を自由に持ち込んでいただくという拠点回収で、各区に1カ 所ずつ拠点があります。ちなみに中央区ですと市役所の白山浦庁舎が拠点となっております。こ のルートで回収した実績が約177トンということでございます。集めたものは、今のところは 韓国を経由して東南アジアに行っております。有償で引き取っていただくということで、先ほど 伊藤廃棄物政策課長からの説明がありましたが、資料4の⑧はマイナス執行で、100万円程度 の収入があるという枠組みで古布・古着を回収しております。
- 関谷委員:ありがとうございます。
- 山賀会長:ほかにご質問ありますでしょうか。石本委員。
- 石本委員:先ほどのごみ出し支援の話とも関係しますが、<br/>
  資料4<br/>
  は決算額であって、もとの予算はどういう状況だったのでしょうか。その差額を見れば、もともとはどれくらいやる予定だったのか、<br/>
  実際進んでいるのか進んでいないのかということがわかると思いますが、いかがですか。
- 山賀会長:事務局、お願いします。
- 内藤廃棄物対策課長:予算と決算は延べ回数ということで積算をしておりまして、これが予算は 3万5,270回、決算の延べ回数が3万9,274回ということで、支援回数としては予算よ りも増えております。予算が足りなかったものは執行残が出たほかの事業費から回しております。
- 石本委員:では、今はたまたまごみ出し支援の話だけしましたが、ほかの13個の事業について も同じように予算を立てていらっしゃるのでしょうか。
- 伊藤廃棄物政策課長:基本的には全て予算を立てておりますが、全額を市民還元事業の財源から 支出しているわけではありません。事業単位で市民還元事業としてできるものとできないものが ございますので、該当する事業にのみ、ごみ処理手数料収入を財源として充当しているというこ とでございます。
- 石本委員:承知しました。ありがとうございます。
- 山賀会長:ほかにご質問はありますか。井下田委員。
- 井下田委員:マンションなど、自治会をつくっておられないところも市内にはたくさんあると思いますが、そういったところのごみ出し支援は、やはり介護保険などに頼るほかないのでしょうか。
- 内藤廃棄物対策課長:今ほどはマンションというご発言でしたが、同じ高層の建物である市営住 宅は住宅単位で自治会のような組織があり、そちらが支援団体となって補助金の交付を受け、高

層に住んでいる方の支援等をしているということでございます。

- 井下田委員:マンションでは自治会として結成されていないところがあります。私の住んでいるところは、自治会を作ろうと思いましたが、反対が多く、さまざまな事情もあって、作ることができませんでした。マンションには高齢者の方も多くいらっしゃいますし、私たちもどんどん年をとっていきます。高齢者の方は1人住まいの方も多いと思いますので、そういった方をどのように支援したらいいのでしょうか。やはり介護保険などを使うより仕方がないのかと思ってお聞きしたのですが、いかがでしょうか。
- 内藤廃棄物対策課:実施の主体については先ほどの説明の中で、自治会やコミ協と申し上げましたが、それにかかわらず、営利を目的としない団体、要はボランティア団体が自治会の区域をまたいで支援をしているというような事例もありますので、非営利の団体で、事業に登録をしていただければ、支援実態に応じて補助金を出すという仕組みになっています。
- 井下田委員:ありがとうございました。
- 山賀会長:では、住吉委員。
- 住吉委員:⑥古紙資源化の一層の推進が約2億円で、市民還元事業財源が約5億4000万円となっており、半数近くが⑥にいっているというところでは、少しバランスが偏っているように見えます。 資料4参考資料を見ますと、回収団体に6円/kg や、コミュニティ協議会へ3円/kg という形で割り振っており、古紙資源化も非常に重要な部分ですが、バランスという意味では、例えば地域清掃やクリーンにいがた推進員への助成に回すなどが考えられるかと思います。何かお考えはありますでしょうか。
- 山賀会長:事務局、お願いします。
- 内藤廃棄物対策課長:古紙回収の奨励金についてはさまざまな経緯がありまして、自治会が行う 集団資源回収は、自治会が直接回収業者と契約をし、回収量に応じて市から6円/kg が支払われ るという仕組みで、旧新潟市の時から実施しております。確かに金額としては還元額の5億4, 000万円のうち2億円ということで、かなりの比率を占めますが、この奨励金は自治会の活動 の主な収入源となっておりますので、すぐに見直すことは難しいという状況でございます。もう 一つ、行政収集はコミュニティ協議会に3円/kg が支払われるという仕組みになっております。 これもコミ協が活動の原資がない中で重要な収入源となっておりますので、還元事業に位置づけ ており、この高い割合になっているというのが実態でございます。
- 住吉委員:わかりました。ありがとうございました。
- 山賀会長:ほかにご質問ありますでしょうか。

#### <なし>

○ 山賀会長:特にありませんでしょうか。新しい委員の皆さんで、まだなかなか中身がわからないというところもあるかと思います。今回は、現在行っている取り組みについてご説明いただきましたが、またわからないところがありましたら、先ほどご説明にもありましたように、照会票でご質問いただいたり、それ以外でも担当の方にお問い合わせいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、議題が全て終わりましたが、最後に全般を通してご質問等がなければ、これで終わ

りたいと思います。よろしいでしょうか。

<なし>

○ 山賀会長:では、以上をもちまして本日の審議を終了いたします。

#### 3. 連絡事項等

○ 伊藤廃棄物政策課長:最後に、事務局からご連絡させていただきます。先ほどもお話ししましたが、資料の一番最後に照会票をつけておりますので、審議会の中で疑問に思ったことなどありましたら、こちらで質問していただくことができます。また先ほど会長からお話がありましたが、電話等で問い合わせいただいてもお答えできますので、何か疑問がありましたら質問していただければと思います。

また、議題の中で説明しておりますが、次回の審議会は平成30年6月の下旬ごろを予定しております。時期が近づきましたら皆様に日程調整させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 山賀会長:ただいまのご説明で質問はございませんでしょうか。井下田さん。
- 井下田委員:よくわからないので、教えていただけますでしょうか。新潟市の下水道の普及率は どれぐらいなんでしょうか。
- 伊藤廃棄物政策課長: 資料2-5 に記載のとおり、平成28年度末で84.5%です。
- 長浜環境部長:普及率は非常に高まっておりますが、接続率が追いついていないというような課題もございますので、皆様方の周りで、下水道地域だけれども、まだご自宅が下水道に接続していらっしゃらないということをお聞きになりましたら、ぜひその方にお声がけいただければありがたいと思います。
- 山賀会長:農村部に行きますと、下水道よりも合併処理浄化槽のほうが効率的だというようなこともあるので、必ずしも100%にならなくてもというところもありますよね。
- 長浜環境部長: 先ほどの資料の別紙2-5の1(3)に合併処理浄化槽という項目がございます。 その中で公設浄化槽制度という欄がございますが、推進と言いながらも現在なかなか進んでいないのが正直なところではあります。これは下水道にするか、それとも合併処理浄化槽にするかということを、一定の条件のもと、地域で選んでいただくことができまして、その結果、下水道ではなく、浄化槽でいこうという地域については、市が浄化槽を設置し、負担金を出していただきながら処理をしようという地域もございます。また、まだしばらく下水道が来ないというような地域につきましては、合併処理浄化槽を使っていただくことになりますが、その際には設置の補助金等もございますので、ご利用いただければと思っております。
- 山賀会長:井下田委員、よろしいでしょうか。
- 井下田委員:はい、ありがとうございました。
- 山賀会長:ありがとうございました。次回の審議会は来年ということで時間があいてしまいますが、施設の見学もあるということでより理解が深まるかと思います。

では、よろしいでしょうか。これをもちまして本日の審議を終了いたします。

## 4. 閉会

○ 石崎廃棄物政策課長補佐:本日は皆様お疲れさまでした。 以上で本日の会議を閉会いたします。